

「福祉有償運送」の手引き

岡 山 県

〈令和8年3月改訂〉

※この手引きは、特定非営利活動法人等が行う福祉有償運送（市町村が行うものを除く）
について示したものです。

目 次

I	福祉有償運送とは・・・・・・・・・・・・・・・・	1
II	福祉有償運送の登録要件・・・・・・・・・・	1
III	福祉有償運送の新規登録申請について・・・・・・・・	5
IV	福祉有償運送の開始等について・・・・・・・・	6
V	申請内容の変更等について・・・・・・・・	8
VI	更新登録の申請について・・・・・・・・	10
VII	申請手数料について・・・・・・・・	11
	福祉有償運送の対価（例示）・・・・・・・・	12
	提出書類・様式等	
1	提出書類一覧表・・・・・・・・	15
2	様式一覧・・・・・・・・	19
3	地区福祉有償運送運営協議会管内市町村一覧表・・・・・・・・	54

I 福祉有償運送とは

福祉有償運送は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）第 78 条第 2 号に定める自家用有償旅客運送のうち、道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 49 条第 2 号に定められており、移動に制約のある者に対して、タクシー等の公共交通機関では十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合において、市町村又は特定非営利活動法人等が福祉車両等を使用して営利を目的とせず、原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送サービス（乗降介助を含む）を行うことをいいます。

福祉有償運送を行うには、県知事又は市町村長が主宰する福祉有償運送運営協議会等（以下「運営協議会」という。）での協議が調った後、岡山県の登録を受ける必要があります。

なお、国土交通省（岡山運輸支局）が所管していた福祉有償運送の事務・権限については、平成 28 年 4 月に岡山県に移譲されました。岡山県における登録等の手続きを行う担当課は、県民生活部交通政策課（以下「岡山県交通政策課」という。）となっています。

II 福祉有償運送の登録要件

福祉有償運送の登録を得るには、登録要件全てを満たす必要があります。

1 運送主体（福祉有償運送の登録申請者）

営利を目的としない次の法人・団体に限られています。

- (1) NPO 法人
- (2) 一般社団法人又は一般財団法人
- (3) 地縁団体（地方自治法における認可団体に限る）
- (4) 農業協同組合
- (5) 消費生活協同組合
- (6) 医療法人
- (7) 社会福祉法人
- (8) 商工会議所
- (9) 商工会
- (10) 労働者協同組合
- (11) 営利を目的としない法人格を有しない社団（代表者の定めがあり、かつ、当該代表者が法第 79 条の 4 第 1 項第 1 号～3 号のいずれにも該当しない者であること）

※バス・タクシー事業者が運行管理や車両整備管理、旅客の運送の手配に係るサービスに協力する「事業者協力型自家用有償旅客運送」や、実際の運行を事業者に委託することもできます。

2 運送の区域

運送の区域は、原則、運営協議会での協議が調った区域となります。行き先等に制限はありませんが、発地（乗車する場所）又は着地（降車する場所）のいずれかが運送の区域内であることが必要です。

3 運送の対象

他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難であるとして、福祉有償運送を行う法人・団体から利用登録された次に掲げる者及びその付添人

- イ 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 4 条に規定する「身体障害者」
- ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 5 条に規定する「精神障害者」
- ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 2 条第 4 号に規定する「知的障害者」
- ニ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 19 条第 1 項に規定する「要介護認定を受けている者」
- ホ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 19 条第 2 項に規定する「要支援認定を受けている者」
- ヘ 介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 62 の 4 第 2 号の基準（基本チェックリスト）に該当する者
- ト その他肢体不自由、内部障害（人工血液透析・肝機能障害などを含む）、知的障害、精神障害その他の障害を有する者（自閉症、学習障害などの発達障害を含む）

4 使用車両

- (1) 寝台車：車内に寝台（ストレッチャー）を固定する設備を有する自動車
- (2) 車いす車：車いすの利用者が車いすのまま車内に乗り込むことが可能な自動車であってスロープ又はリフト付きの自動車



- (3) 兼用車：ストレッチャー及び車いすの双方に対応した自動車
- (4) 回転シート車：回転シート（リフトアップシートを含む。）を備える自動車



- (5) セダン等（使用を開始する場合は、運営協議会へご相談ください。）

使用車両は、運送主体が使用権原を有していることが必要です。使用権原を有している車両とは、次のものをいいます。

- ①車検証の使用者の欄に運送主体である法人名が記載されているもの

②貸借契約を締結した書面（使用車両を明示のこと）又は使用承諾書が作成されているもの
[留意事項]

①使用車両には、自動車の両側面に次の事項を表示しなければなりません。

- | | | |
|----------------|---|--------------------------------|
| イ) 登録を受けた法人の名称 | } | 文字の大きさは
縦横それぞれ5センチメートル以上です。 |
| ロ) 「有償運送車両」の文字 | | |
| ハ) 登録番号 | | |

②貸借契約書には、有償運送の管理運営、事故発生、苦情等について、責任の所在が運送主体にあることを明示すること。

③貸借契約を締結した車両を使用する際には、利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先を明瞭に表示すること。

5 運転者

次に該当する運転免許等が必要です。

(1) 福祉車両（4(1)～(4)の車両）

①普通第2種免許

②普通第1種免許

※普通第1種免許の場合は、国土交通大臣が認定する「福祉有償運送運転者講習」又は(社)全国乗用自動車連合会等が実施する「ケア輸送サービス従事者研修」を修了した者であること。ただし、岡山県交通政策課への申請から遡って2年間に運転免許停止処分を受けていないこと。

(2) セダン型車両

福祉車両の①又は②の要件に加え、次のいずれかの要件を備える運転手、又は次のいずれかの要件を備える者を乗務させる必要があります。

①介護福祉士の登録者

②国土交通大臣が認定する「セダン等運転者講習」を修了した者又は国土交通大臣が認める要件を備えている者

③(社)全国乗用自動車連合会等が実施する「ケア輸送サービス従事者研修」を修了した者

④介護員養成研修を修了し、その旨の証明書の交付を受けた者

6 損害賠償措置

次の基準に適合する任意保険（共済を含む）の契約が必要です。

また、登録中は①から⑥までを常に維持しなければなりません。

① 対人賠償（搭乗者を含む）の限度額が1人につき8,000万円以上

② 対物賠償の限度額が1事故につき200万円以上

③ 運送主体の法令違反が原因の事故について、補償が免責となっていないこと

④ 保険期間中の保険金支払額に一定割合の負担額その他の制限がないこと

⑤ すべての福祉有償運送自動車について契約を締結すること

⑥ 持ち込み車両であっても運送主体が保険契約者となっていること。もしくは、持ち込み者が契約する保険等が、福祉有償運送に対応するものであることや、

常に契約されていることを、運送主体の責任において確実に把握できること。

7 運送の対価（料金）

運送の対価（料金）は、タクシー運賃の約8割の範囲内を目安に、運送主体がP12～14の「福祉有償運送の対価（例示）」を参考に設定してください。

『福祉有償の運送対価設定の考え方』

運送対価の設定については、以下のとおりとしています。

- ・距離制運賃（乗車から降車地点の利用距離による）
- ・時間制運賃（運送開始（出庫）から終了（利用者が下車）までの実拘束時間による）
- ・待料金

ただし、待料金は、距離制運賃による運送の場合、利用者の要求により待機時間が発生した場合のみ適用となります。時間制運賃による運送の場合、待機時間が発生してもその待機時間と待ち時間は重複するため、待料金を適用することはできません。

8 管理運営体制

毎日の運行管理、整備管理の責任者（運行管理責任者が、やむを得ず不在となることがある場合は、代行者を設定）、事故防止についての教育及び指導体制、事故発生時の連絡体制、苦情処理体制等を定めてください。

車両を5台以上保有する場合（特定事業所）は、運行管理の責任者は次のいずれかの要件を備える必要があります。また、運行管理に関する講習を定期的に受けてください。

- ① 旅客運行管理者の資格を有する者
- ② 旅客運行管理者基礎講習修了者
- ③ 安全運転管理者の資格要件を具備する者

特定事務所においては、運行に関する計画の作成、長距離運転又は夜間運転の場合の交替運転者の配置、異常気象時等の安全確保の措置、運転前後の運転者に対する酒気帯びの有無の確認・記録等を行わなければなりません。

特定事務所においては、アルコール検知器を常時有効に保持し、運転者に対する酒気帯びの有無の確認の際にアルコール検知器を使用しなければなりません。

9 欠格事由

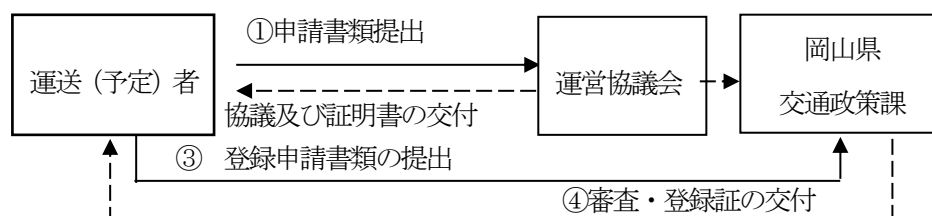
法人の役員全員が、法第79条の4第1項第1号から第4号までの欠格事由に該当していないことが必要です

また、営利を目的としない法人格を有しない社団の場合は代表者が法第79条の4第1項第1号から第3号のいずれにも該当しない者であることが必要です。

Ⅲ 福祉有償運送の新規登録申請について

福祉有償運送の登録については、運営協議会へ相談を行ってください。運送主体は、運営協議会の協議が調った後に、岡山県交通政策課に登録申請を行います。登録申請には、申請手数料（１万５千円）が必要です。

１ 登録申請手順



①運営協議会に書類を提出する。その後、運営協議会に出席し運行計画について説明する。運行計画の修正を求められた場合は、修正し再提出する。

（運営協議会は旅客名簿等の確認を居住地の市町村に行う。）

②運営協議会で協議が調った後、協議が調ったことを証する書類（以下、「証明書」という。）の交付を受ける。（運営協議会は県あてにも送付する。）

③岡山県交通政策課に登録申請する。

④岡山県交通政策課から福祉有償運送の登録証の交付を受ける。（有効期間２年）

２ 提出書類

提出書類一覧表を参照し、運営協議会及び岡山県交通政策課に書類を提出してください。

(1) 運営協議会

①岡山県交通政策課提出書類(写)

申請要件が調っているかどうかを確認するための資料となります。

②運営協議会提出書類

運営協議会では、申請書類（写）をもとに意見集約が行われます。

【提出先】

予定している運送区域を管轄する運営協議会

※複数の区域の運送を予定している法人は留意してください。

【受付期間】

運営協議会の協議申込み受付期間（詳しくは、運営協議会にお問い合わせください。）

(2) 岡山県交通政策課

①岡山県交通政策課提出書類

【提出先】

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 岡山県県民生活部交通政策課（郵送可）

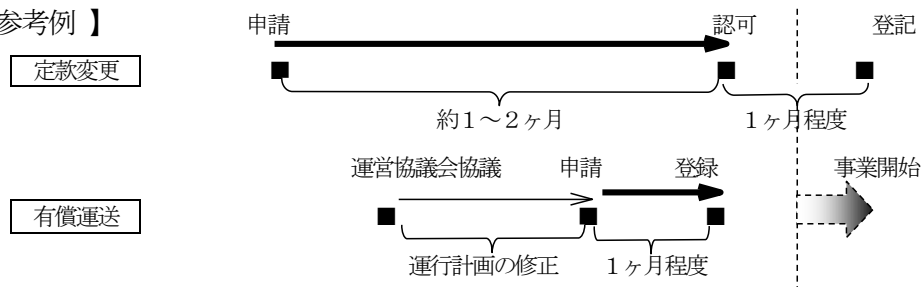
※申請手続きを行う担当者の連絡先（TEL, FAX, E-mail 等）を同封してください。

Ⅳ 福祉有償運送の開始等について

1 開始時期

有償運送の開始は、法人の定款変更完了後となります。定款変更の審査期間中に登録申請を行うことは可能です。

【参考例】



2 廃止について

有償運送開始後、事業を廃止する場合は、廃止後は岡山県交通政策課に廃止届出書を提出してください。

3 台帳の管理等

(1) 事業開始前に、次の台帳を作成し管理してください。

- ①自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧【参考様式第イ号】
- ②自家用有償旅客運送に従事する運転者の一覧【参考様式第ロ号】
- ③運転者台帳【参考様式第ヘ号】
- ④旅客名簿等【参考様式第ハ号①②】

(2) 運送の対価（料金）が利用者に分かるよう、当該運送を実施する事務所及び車両内に提示、又は対価（料金）表等を用いて説明してください。

(3) 運行時には、次の書類に記録をつけてください。

- | | | |
|---------------------------|---|-----------------------|
| ①乗務記録【参考様式第ホ号】 | } | 日々の運行ごとに
記録してください。 |
| ②安全な運転のための確認表【参考様式第二号】 | | |
| ③安全な運転のための確認表・車両点検表【参考資料】 | | |
| ④事故の記録【参考様式第ト号】 | } | 事故・苦情が発生した際に記録してください。 |
| ⑤苦情処理簿【参考様式第チ号】 | | |

※死者又は重傷者を生じた自動車事故があった場合などは、岡山県交通政策課へ速報の上、発生した日から30日以内の報告が必要となります。

4 利用者の追加登録方法

有償運送の登録を得た後、利用者の追加登録を行う場合は、運送の対象要件に該当しているかどうかの判断を各運送主体が行い、要件に該当する場合は、旅客名簿等【参考様式 第Ⅷ号①②】に記載し、その後運行を開始してください。（運営協議会によっては、審査会を実施していますので、開始時に確認してください。）

追加登録を行った場合は、旅客の居住する市町村に旅客名簿等【参考様式 第Ⅷ号①②】（写）を提出してください。（旅客の居住地が県外の場合は、運営協議会にご相談ください。）

5 運行報告

運行開始後は、次の報告書を提出してください。

(1) 運営協議会への報告

不要（運営協議会によっては提出が必要な場合があります。）

(2) 岡山県交通政策課への報告

①提出書類

自家用有償旅客運送輸送実績報告書 【第6号様式（第2条の2関係）】 1部

②提出先

岡山県県民生活部交通政策課

（E-mail : kotsuseisaku@pref.okayama.lg.jp 又は FAX : 086-232-5354）

③提出期限

5月末日

6 安全運行に関する研修等

運転者の安全意識を高め、事故防止に努めてください。

※運送主体が自主的に研修を行う際には、次の研修等を参考としてください。

(1) 運転者の適性診断

一般診断：運転上のくせを明らかにするもの

実施機関：独立行政法人 自動車事故対策機構 岡山支所

岡山市北区青江 1-22-33 岡山県トラック総合研修会館 TEL 086-232-7053

(2) ユニバーサルドライバー研修

研修内容：接遇向上のための研修

実施機関：（一財）全国福祉輸送サービス協会

東京都千代田区九段南 4-8-13 TEL 03-3222-0347

※特定事務所（バスを運行する場合又は1事務所に5両以上車両を配置）

運行管理責任者に、運行管理に関する講習の定期的な受講が義務付けられています。

○運行管理者等一般講習（旅客）

実施機関：独立行政法人 自動車事故対策機構 岡山支所

岡山市北区青江 1-22-33 岡山県トラック総合研修会館 TEL 086-232-7053

V 申請内容の変更等について

岡山県交通政策課に申請した内容について変更が生じた場合は、変更の内容に応じ、岡山県交通政策課、運営協議会へ申請または届出を行ってください。変更申請の申請手数料（3千円）については、運送区域（拡大）、運送種別（拡大）の場合のみ必要です。

なお、変更事項によって、書類の提出時期が異なりますので、注意してください。

※更新登録申請の際に、内容等を変更することはできませんので、必ず変更が生じた時に手続きを行ってください。

1 岡山県交通政策課への手続き

(1) 岡山県交通政策課に申請又は届出が必要な変更事項は下表のとおりです。

※ 変更事項1については、あらかじめ運営協議会で協議を調えることが必要です。なお、運営協議会では協議が調うまでに1ヶ月ほどの日数がかかります。

※ その他セダン等の追加、複数乗車の開始、対価変更などの案件の場合には、運営協議会を開催する必要があります。

詳しくは、岡山県交通政策課にお問い合わせください。

変更事項	変更申請 (概ね2ヶ月前)	変更届出 (30日以内)	添付書類
1 事前に申請が必要な変更事項 ① 運送区域（拡大） ② 運送種別（拡大） ③ 運送する旅客の範囲（拡大） ④ 事業者協力型の実施	○		※提出書類一覧表を参照してください。
2 事後に届出が必要な変更事項（軽微な事項） ① 法人・団体の名称・住所 ② 事務所の名称・位置 ③ 代表者の交代・氏名 ④ 運送区域（縮小） ⑤ 運送種別（縮小） ⑥ 使用車両 ⑦ 運送する旅客の範囲（縮小） ⑧ 事業者協力型の協力事業者の氏名、名称又は住所		○	
3 運送の廃止		○	

(2) 届出の書類

- | | |
|---------------|--------------------|
| ①変更申請（概ね2ヶ月前） | 変更登録の申請書【様式第2－3号】 |
| ②変更届出（30日以内） | 登録事項変更届出書【様式第2－4号】 |
| ③廃止届出（30日以内） | 廃止届出書 |

(3) 提出先

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 岡山県県民生活部交通政策課（郵送可）

※申請手続きを行う担当者の連絡先（TEL, FAX, E-mail 等）を同封してください。

2 運営協議会への手続き

次の事項に変更が生じた場合は、事前に運営協議会で協議を調える必要があります。手続きの内容については、運営協議会にお問い合わせください。

(1) 旅客から収受する対価の変更

適切な実費に基づく営利に至らない範囲で定められていることについて協議を調える必要があります。

(2) 複数乗車

複数乗車の際に、収受する対価について協議を調える必要があります。

(3) セダン等の使用

セダン等を使用する場合には、あらかじめ運営協議会が定める取扱いにしたがった手続きを経る必要があります。

3 岡山県交通政策課に届出の必要のない事項

(1) 旅客から収受する対価の変更

運営協議会で、適切な実費に基づく営利に至らない範囲で定められていることの合意を得てください。

(2) 複数乗車

運営協議会で、複数乗車の際に、収受する対価について合意を得てください。

(3) 運転者の追加

運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿【様式第4号】、運転者台帳【参考様式第8号】を作成し、台帳管理を行ってください。

(4) 運行管理体制

自動車の管理運営体制等「運行管理体制等を記載した書類」【様式第7号】を作成し、運送者で管理してください。

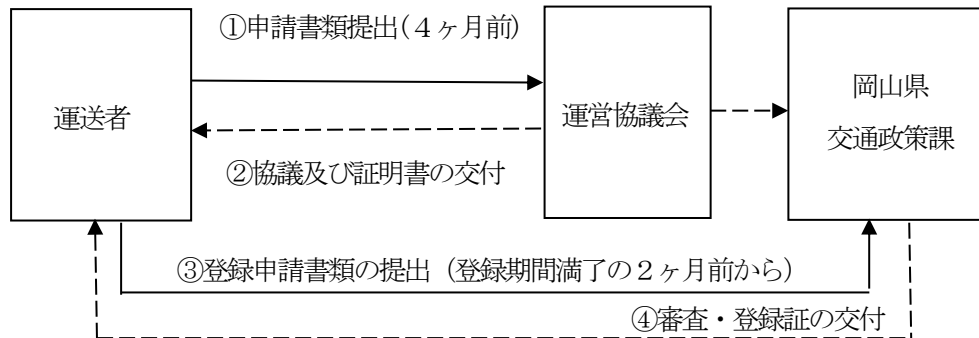
(5) 利用登録者の追加（旅客の範囲が変更となる場合は申請等が必要）

旅客名簿等【参考様式第8号①②】を作成し、運送者で管理してください。旅客の居住する市町村に旅客名簿等【参考様式 第8号①②】（写）を提出してください。

Ⅵ 更新登録の申請について

有効期間の更新の登録に当たっては、運営協議会で協議を調える必要があります。

1 更新登録申請手順



2 提出書類

提出書類一覧表を参照し、運営協議会及び岡山県交通政策課に書類を提出してください。

(1) 運営協議会

①岡山県交通政策課提出書類(写)

②運営協議会提出書類

【提出先】

運送区域を管轄する運営協議会

※複数の区域を運送している法人は留意してください。

【受付期間】

受付期間は、有効期間の満了する日の概ね4ヶ月前までです。

証明書の作成には、1ヶ月程度かかりますので、運営協議会への協議の申込みは、余裕を持って、書類を提出してください。

(2) 岡山県交通政策課

①岡山県交通政策課提出書類

【提出先】

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 岡山県県民生活部交通政策課(郵送可)

※申請手続きを行う担当者の連絡先(TEL, FAX, E-mail等)を同封してください。

【受付期間】

受付期間は、有効期間の満了する日の2ヶ月前からです。

審査に1ヶ月程度要するため、余裕を持って、申請書類を提出してください。なお、地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類【様式第2-5号】の添付がない場合は、申請を受理できません。

Ⅶ 申請手数料について

新規登録及び、変更登録（運送の種別拡大、運送の区域拡大）の場合に、申請手数料が必要です。申請時にお選びいただいた方法での納付を確認の上、登録証を発行します。

1 納入通知書による支払い

- (1) 岡山県交通政策課へ納入通知書を希望する旨を連絡
交通政策課から納入通知書を送付
- (2) 県内金融機関またはコンビニ等で支払い
- (3) 納付証明として納付済証の写しを提出

2 収納専用窓口での支払い

- (1) 岡山県交通政策課へ収納専用窓口での支払いを希望する旨を連絡
交通政策課から岡山県手数料等（POS）納付連絡票を送付
- (2) 収納専用窓口（県庁、県民局、保健所等）でバーコードを見せて支払い
- (3) 納付済証を受け取り、提出

福祉有償運送の対価（例示）

距離制運賃

岡山運輸支局

距離	1km	2km	3km	4km	5km
対価	490円	790円	1090円	1390円	1690円

距離	6km	7km	8km	9km	10km
対価	1990円	2290円	2590円	2890円	3190円

距離	11km	12km	13km	14km	15km
対価	3490円	3790円	4090円	4390円	4690円

距離	16km	17km	18km	19km	20km
対価	4990円	5290円	5590円	5890円	6190円

距離	21km	22km	23km	24km	25km
対価	6490円	6790円	7090円	7390円	7690円

距離	26km	27km	28km	29km	30km
対価	7990円	8290円	8590円	8890円	9190円

距離	以後、1kmまでを越えるごとに
対価	300円加算

※ 対価は、運送する地域におけるタクシーの上限運賃の概ね8割で設定することとなっています。

福祉有償運送の対価（例示）

時間制運賃

岡山運輸支局

時間	15分まで	30分まで	45分まで	1時間まで
対価	1530円	3060円	4590円	6120円

時間	1時間15分まで	1時間30分まで	1時間45分まで	2時間まで
対価	7650円	9180円	10710円	12240円

時間	2時間15分まで	2時間30分まで	2時間45分まで	3時間まで
対価	13770円	15300円	16830円	18360円

時間	3時間15分まで	3時間30分まで	3時間45分まで	4時間まで
対価	19890円	21420円	22950円	24480円

時間	以後、15分ごとに
対価	1530円加算

※ 運送途中で待機する場合も含まれるので、待料金を重複して請求することはできません。

※ 対価は、運送する地域におけるタクシーの上限運賃の概ね8割で設定することとなっています。

福祉有償運送の対価（例示）

時間制部分（待料金）

岡山運輸支局

時間	5分まで	5分を越え 10分まで	10分を越え 15分まで	15分を越え 20分まで	20分を越え 25分まで
料金	無料	240円	480円	720円	1040円

時間	25分を越え 30分まで	30分を越え 35分まで	35分を越え 40分まで	40分を越え 45分まで	45分を越え 50分まで
料金	1280円	1520円	1840円	2080円	2320円

時間	50分を越え 55分まで	55分を越え 60分まで	60分を越え 65分まで	65分を越え 70分まで	70分を越え 75分まで
料金	2640円	2880円	3120円	3440円	3760円

時間	75分を越え 80分まで	80分を越え 85分まで	85分を越え 90分まで	90分を越え 95分まで	95分を越え 100分まで
料金	4000円	4320円	4560円	4800円	5120円

時間	100分を越え 105分まで	105分を越え 110分まで	110分を越え 115分まで	115分を越え 120分まで
料金	5360円	5520円	5840円	6080円

※ 時間制の対価との併用はできません。

※ 対価は、運送する地域におけるタクシーの上限運賃の概ね8割の範囲内で設定することとなっています。

提出書類一覧表 【運営協議会によっては追加で書類の提出が必要な場合があります。】

(1)新規登録申請の際に提出する書類一覧

運営協議会に協議申請をし、協議が調った後に、岡山県交通政策課に登録申請してください。

書類の種別	様式番号	運営協議会 提出書類	岡山県交通 政策課提出 書類
運営協議会あて送付状	【参考】	○	
旅客名簿等	参考様式第八号①②	○	写
福祉有償運送の対価	任意様式	○	写
広報資料(利用者向けパンフレット等)		○	写
自家用有償旅客運送の登録の申請書	様式第2-1号	写	○
申請手数料 納付済証			○
定款又は寄附行為		写	○
登記事項証明書		写	○
役員名簿		写	○
宣誓書	様式第3号	写	○
地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類	様式第2-5号 (運営協議会から交付)		○
自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類			
・自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧	参考様式第イ号	写	○
・自動車検査証の写(電子車検証の場合自動車検査証記録事項)		写	写
・【自動車検査証の使用者欄が申請者と異なる場合】 契約書又は使用承諾書の写	記入例	写	写
運転者が必要な要件を備えていることを証する書類			
・自家用有償旅客運送に従事する運転者の一覧	参考様式第ロ号	写	○
・運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿	様式第4号	写	○
・運転免許証の写		写	写
道路運送法施行規則第51条16に定める資格を証するもの ・国土交通大臣が認定する「福祉有償運送運転者講習」又は 「ケア輸送サービス従事者研修」の修了証 【セダン型車両を導入する場合、以下のいずれかを提出】 ・介護福祉士の登録証 ・国土交通大臣が認定する「セダン等運転者講習」の修了証 ・免許状等の写(国土交通大臣が認める資格・要件等を備えている者) ・ケア輸送サービス従事者研修の修了証 ・介護員養成研修の修了証		写	写
運行管理の責任者 就任承諾書	様式第6号	写	○
運行管理の体制等を記載した書類 【車両を5台以上保有する場合】「Ⅱ 福祉有償運送の登録要件 8 管理 運営体制」で示す①～③のいずれかを証する書類を添付	様式第7号	写	○
旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書面 ・任意保険証書の写		写	写
【上記の提出が困難な場合】 ・宣誓書	様式第8号		

【事業者協力型自家用有償旅客運送を行う場合】

宣誓書	様式第5号、様式第9号		○
-----	-------------	--	---

(2) 変更登録申請の際に提出する書類一覧

運営協議会に協議申請をし、協議が調った後に、岡山県交通政策課に登録申請してください。

書類の種別	様式番号	運営協議会 提出書類	岡山県交通政策課 提出書類
運営協議会あて送付状	【参考】	○	
旅客名簿等	参考様式第八号①②	○	写
広報資料(利用者向けパンフレット等)		○	写
自家用有償旅客運送に係る変更登録の申請	様式第2-3号		○
地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類	様式第2-5号 (運営協議会から交付)		○

【運送の区域、運送種別の拡大・変更】			
申請手数料 納付済証			○
登録証 (原本)		写	○
【旅客の範囲拡大・変更】			
登録証 (原本)		写	○
【事業者協力型へ変更を行う場合】			
宣誓書	様式第5号、様式第9号		○

(3) 旅客から収受する対価を変更する際に提出する書類一覧

書類の種別	様式番号	運営協議会 提出書類	岡山県交通政策課 提出書類
運営協議会あて送付状	【参考】	○	
福祉有償運送の対価 ・新旧対価表(変更前、変更後の対価が分かるように作成)	任意様式	○	
広報資料(利用者向けパンフレット等)		○	
【複数乗車を新規に導入する場合】※対価変更に追加			
複数乗車を実施する場合の対価表	任意様式	○	

(4) 申請内容の変更(軽微な事項)に提出する書類一覧

岡山県交通政策課に、変更の事実が発生した日から30日以内に届出してください。

書類の種類別	様式番号	運営協議会 提出書類	岡山県交通 政策課 提出書類
自家用有償旅客運送に係る登録事項変更届出書	様式第2-4号		○

【法人(団体)の名称・住所・代表者の変更】			
登録証 (原本)			○
定款又は寄附行為			○
登記事項証明書			○
役員名簿			○
宣誓書	様式第3号		○
【事務所の名称・位置の変更】			
広報資料(利用者向けパンフレット等)			○
【運送区域、運送種別の縮小】			
登録証 (原本)			○
【運送する旅客の範囲の縮小】			
登録証 (原本)			○
旅客名簿等	参考様式第8号①②		○
【使用車両の変更】			
自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類			
・自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧	参考様式第1号		○
・自動車検査証の写(電子車検証の場合自動車検査証記録事項)			写
・【自動車検査証の使用者欄が申請者と異なる場合】 契約書又は使用承諾書の写	記入例		写
任意保険証等の写			写
【セダン型車両を新規に導入する場合】※【使用車両の変更】に必要な書類とともに提出すること			
運営協議会あて送付状	【参考】	○	
登録証 (原本)		写	○
旅客名簿等	参考様式第8号①②	○	写
地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類	様式第2-5号 (運営協議会から交付)		○
運転者が必要な要件を備えていることを証する書類			
・介護福祉士の登録証 ・国土交通大臣が認定する「セダン等運転者講習」の修了証 ・免許状等の写(国土交通大臣が認める資格・要件等を備えている者) ・ケア輸送サービス従事者研修の修了証 ・介護員養成研修の修了証		写	写

なお、次の場合は、各団体で書類を適切に管理してください。

1 運転者の追加・・・

①運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿【様式第4号】

②運転者台帳【参考様式第8号】

2 運行管理体制の変更・・・

①運行管理体制を記載した書類【様式第7号】

(5) 更新登録申請の際に提出する書類一覧

運営協議会に協議申請をし、協議が調った後に、岡山県交通政策課に登録申請してください。

書類の種別	様式番号	運営協議会 提出書類	岡山県交通 政策課提出 書類
運営協議会あて送付状	【参考】	○	
旅客名簿等	参考様式第Ⅷ号①②	○	写
福祉有償運送の対価	任意様式	○	写
広報資料(利用者向けパンフレット等)		○	写
自家用有償旅客運送の更新登録の申請	様式第2-2号	写	○
更新申請添付書類チェックリスト(誓約書)		写	○
登録証 (原本)		写	○
定款又は寄附行為		★	★
登記事項証明書		★	★
役員名簿		★	★
宣誓書	様式第3号	写	○
地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類	様式第2-5号 (運営協議会から交付)		○
自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類			
・自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧	参考様式第Ⅰ号	写	○
・自動車検査証の写(電子車検証の場合自動車検査証記録事項)		★	★
・【自動車検査証の使用者欄が申請者と異なる場合】 契約書又は使用承諾書の写	記入例	★	★
運転者が必要な要件を備えていることを証する書類			
・自家用有償旅客運送に従事する運転者の一覧	参考様式第Ⅱ号	写	○
・運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿	様式第4号	★	★
・運転免許証の写		★	★
道路運送法施行規則第51条16に定める資格を証するもの ・国土交通大臣が認定する「福祉有償運送運転者講習」又は 「ケア輸送サービス従事者研修」の修了証			
【セダン型車両を導入する場合、以下のいずれかを提出】 ・介護福祉士の登録証 ・国土交通大臣が認定する「セダン等運転者講習」の修了証 ・免許状等の写(国土交通大臣が認める資格・要件等を備えている者) ・ケア輸送サービス従事者研修の修了証 ・介護員養成研修の修了証		★	★
運行管理の責任者 就任承諾書	様式第6号	★	★
運行管理の体制等を記載した書類 (車両を5台以上保有する場合、「Ⅱ 福祉有償運送の登録要件 8 管理運営体制」で示す①～③のいずれかを証する書類を添付)	様式第7号	★	★
旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じて いることを証する書面 ・任意保険証書の写		★	★
【上記の提出が困難な場合】 ・宣誓書	様式第8号		

※★印については、前回提出したものから内容に変更がない場合は、添付を省略することができます。

(6) 事業を廃止する際に提出する書類一覧

廃止後30日以内に、岡山県交通政策課に届出してください。

書類の種別	様式番号	運営協議会 提出書類	岡山県交通 政策課提出 書類
廃止届出書			○
登録証			○

・様式一覧表

【運営協議会によっては追加で書類の提出が必要な場合があります。】

様式番号	名称	ページ
様式第2-1号	自家用有償旅客運送の登録の申請	20-21
様式第2-2号	自家用有償旅客運送の更新登録の申請	22-23
様式第2-3号	自家用有償旅客運送の変更登録の申請	24
様式第2-4号	自家用有償旅客運送に係る登録事項変更届出書	25-26
様式第2-5号 (運営協議会から交付)	地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類	27
様式第2-6号	福祉有償運送に係る事業用自動車の持ち込み実績報告書	28
様式第3号	宣誓書	29
様式第4号	運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿	30
様式第5号	宣誓書(事業者協力型)	31
様式第6号	運行管理の責任者 就任承諾書	32
様式第7号	運行管理の体制等を記載した書類	33-34
様式第8号	宣誓書(任意保険に関する契約書等が添付できない場合)	35
様式第9号	宣誓書(事業者協力型)	36
第6号様式	自家用有償旅客運送輸送実績報告書	37
	更新申請書類チェックリスト	38
	廃止届出書	39
【参考】	運営協議会あて送付状	40
参考様式第イ号	自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧	41
記入例	契約書又は使用承諾書の写	42-43
参考様式第ロ号	自家用有償旅客運送に従事する運転者の一覧	44
参考様式第ハ号①②	旅客名簿等	45-46
参考様式第二号	安全な運転のための確認表	47
参考資料	安全な運転のための確認表・車両点検表	48
参考様式第ホ号	乗務記録	49
参考様式第ヘ号	運転者台帳	50
参考様式第ト号	事故の記録	51
参考様式第チ号	苦情処理簿	52
作成例	運送者における日々の確認チェック表(作成例)	53

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

名 称
住 所
代表者の氏名

自家用有償旅客運送の登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の登録を受けたいので、道路運送法第 79 条の 2 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

2. 自家用有償旅客運送の種別

福祉有償運送

3. 運送の区域

区 域	備 考

4. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置

5. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	所有 区分	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)	合 計 (軽)
	所 有	()	()	()	()	()	()
	持 込	() ※ ()	() ※ ()	() ※ ()	() ※ ()	() ※ ()	() ※ ()
	合 計	()	()	()	()	()	()

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記入すること

6. 運送しようとする旅客の範囲

イ	身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
ロ	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者
ハ	障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者
ニ	介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
ホ	介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
ヘ	介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準（基本チェックリスト）に該当する者
ト	その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに○を付すものとする。

7. 運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

8. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

9. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (3) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- (4) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (5) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (6) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (7) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (8) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (9) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類
- (10) 運送しようとする旅客の名簿

10. その他

複数乗車の有無 有 ・ 無 (いずれかに○印)

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

名 称
住 所
代表者の氏名

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

2. 登録番号

3. 自家用有償旅客運送の種別

福祉有償運送

4. 運送の区域

区 域	備 考

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	所有 区分	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)	合 計 (軽)
	所 有	()	()	()	()	()	()
	持 込	() ※ ()	() ※ ()	() ※ ()	() ※ ()	() ※ ()	() ※ ()
	合 計	()	()	()	()	()	()

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記入すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

イ	身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
ロ	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者
ハ	障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者
ニ	介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
ホ	介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
ヘ	介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準（基本チェックリスト）に該当する者
ト	その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに○を付すものとする。

8. 運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

9. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

10. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (3) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- (4) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (5) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (6) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (7) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (8) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (9) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類
- (10) 運送しようとする旅客の名簿

11. その他

複数乗車の有無 有 ・ 無 (いずれかに○印)

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

名 称
住 所
代表者の氏名

自家用有償旅客運送の変更登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の登録事項の変更を行いたいので、道路運送法第 79 条の 7 及び同法施行規則第 51 条の 11 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

2. 登録番号

3. 自家用有償旅客運送の種別

4. 変更しようとする事項

(1) 運送の区域

新	旧

(2) 運送の種別

新	旧

(3) 事業者協力型自家用有償旅客運送を行うかどうかの別

新	
旧	

5. 変更予定期日

令和 年 月 日

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

名 称
住 所
代表者の氏名

自家用有償旅客運送に係る登録事項変更届出書

このたび、自家用有償旅客運送の登録事項のうち軽微な事項の変更を行いましたので、道路運送法第 79 条の 7 及び同法施行規則第 51 条の 13 の規定に基づき、下記のとおり届出致します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名
2. 登録番号
3. 自家用有償旅客運送の種別
4. 変更した事項

(1) 名称、住所、代表者の氏名

	新	旧
法人の名称		
住 所		
代表者の氏名		

(2) 自家用有償旅客運送の種別

(交通空白地有償運送又は福祉有償運送のうちいずれかを行わないこととする場合に限る)

新	旧

(3) 運送の区域 (減少した場合に限る)

	運 送 の 区 域
新	
旧	

(4) 事務所の名称及び位置

	名 称	位 置
新		
旧		

(5) 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称		所有 区分	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)	合 計 (軽)
新		所有	()	()	()	()	()	()
		持込	() ※ ()	() ※ ()	() ※ ()	() ※ ()	() ※ ()	() ※ ()
		合計	()	()	()	()	()	()
旧		所有	()	()	()	()	()	()
		持込	() ※ ()	() ※ ()	() ※ ()	() ※ ()	() ※ ()	() ※ ()
		合計	()	()	()	()	()	()

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記載すること

(6) 運送しようとする旅客の範囲（縮小する場合に限る）

	新	旧
身 体 障 害 者		
精 神 障 害 者		
知 的 障 害 者		
要 介 護 認 定 者		
要 支 援 認 定 者		
基本チェックリスト該当者		
そ の 他		

行うものに○を付すものとする。

(7) 事業者協力型自家用有償旅客運送に係る協力事業者の氏名又は名称、住所

	新	旧
氏名又は名称		
住 所		

5. 変更をした日

令和 年 月 日

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり地域公共交通会議等において、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民等の旅客輸送を確保するために必要であるとの協議が調ったので、その旨証明します。

記

1. 自家用有償旅客運送の種別

福祉有償運送

2. 地域公共交通会議等の名称及び対象市町村

(名 称) ※地域公共交通会議等が設置されていない場合は、協議を行った関係者を列記すること

(対象市町村)

3. 地域公共交通会議等にて協議が調った年月日

4. 運送主体の名称、住所、代表者の氏名

5. 調った協議の内容

(1) 運送の区域

(2) 旅客から収受する対価 (対価の内容を添付すること)

(3) 運送しようとする旅客の範囲

6. その他特記事項

令和 年 月 日

(協議会等の名称) 主宰者 ○○市長

※地域公共交通会議等が設置されていない場合は、対象市町村の長

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

名 称
住 所
代表者の氏名

福祉有償運送に係る事業用自動車の持ち込み実績報告書（ 年度）

	日付	持込み者	車両登録番号	使用時間	理由
例	3月14日	〇〇交通	〇〇200 あ 123	〇時間	故障車両の代替
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					

※ この報告書は、前年4月1日から本年3月31日の間に係る運行を受託している福祉有償運送において、事業用自動車を使用した分について記載すること。

岡山県知事 殿

宣 誓 書

当法人における役員の全員が、道路運送法第 79 条の 4 第 1 項第 1 号から第 4 号までのいずれにも該当しないことを宣誓致します。

令和 年 月 日

名 称
住 所
代表者の氏名

運転者就任承諾書 兼 就任予定運転者名簿

申請者（ ）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

	氏 名	住 所	運転免許の種類	
			区 分	種 類
1				種
2				種
3				種
4				種
5				種
6				種
7				種
8				種

※ 運転免許の種類欄には、受けている運転免許の別（普通・中型・大型等及び1種・2種）を記載すること。

※ 第2種運転免許を有しない者にあつては、施行規則第51条の16第1項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

岡山県知事 殿

宣 誓 書

当社が協力する事業者協力型自家用有償旅客運送においては、当社との雇用関係の有無にかかわらず、運転者が当該運送の運転者として就任することを承諾し、所要の運転免許証を所持し、道路運送法施行規則第 5 1 条の 1 6 第 1 項各号に掲げる要件を備えていることについて、当社が責任をもって確認することを宣誓致します。

令和 年 月 日

名 称
住 所
代表者の氏名

運行管理の責任者 就任承諾書

申請者（ ）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

また、乗車定員 11 人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員 10 人以下の車両を 5 両以上配置する事務所の運行管理の責任者として就任した場合には、道路運送法施行規則第 51 条の 18 に規定する国土交通大臣が告示で定める講習を受講することを宣誓致します。

令和 年 月 日

住 所
氏 名

※ 乗車定員 11 人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員 10 人以下の車両を 5 両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第 51 条の 17 第 2 項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

運送の主体（申請者名）	
-------------	--

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名（ ）

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏 名	住 所	資格の種類	委託	協力
1					
2					
3					

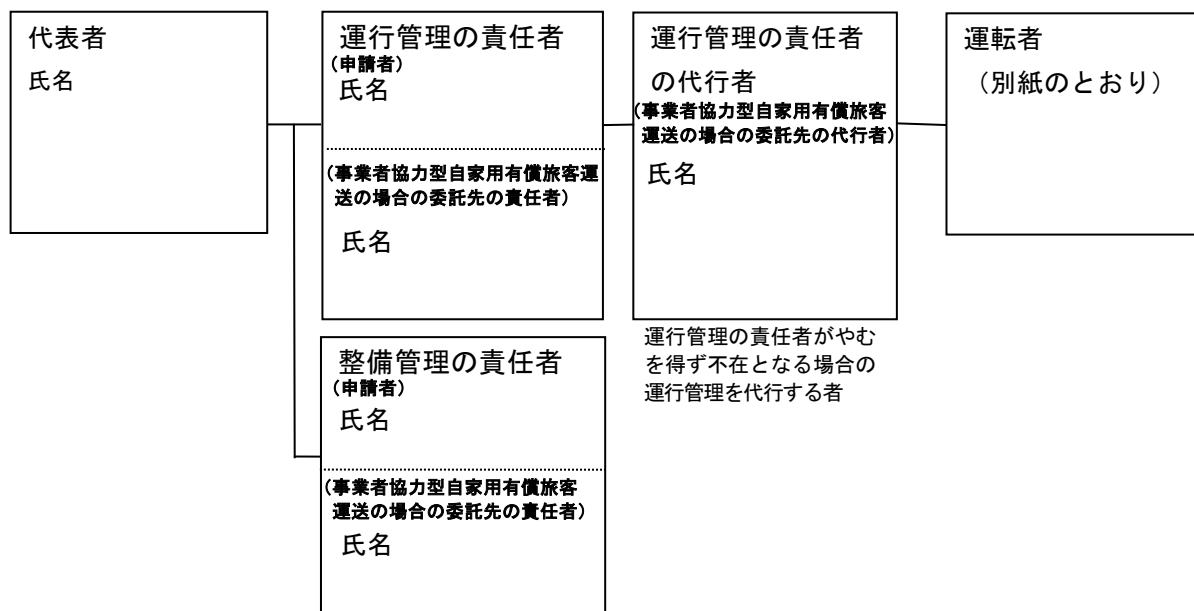
- 乗車定員 11 人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員 10 人以下の車両を 5 両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第 5 1 条の 17 第 2 項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法 23 条第 1 項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。
- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力事業者における運行管理者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

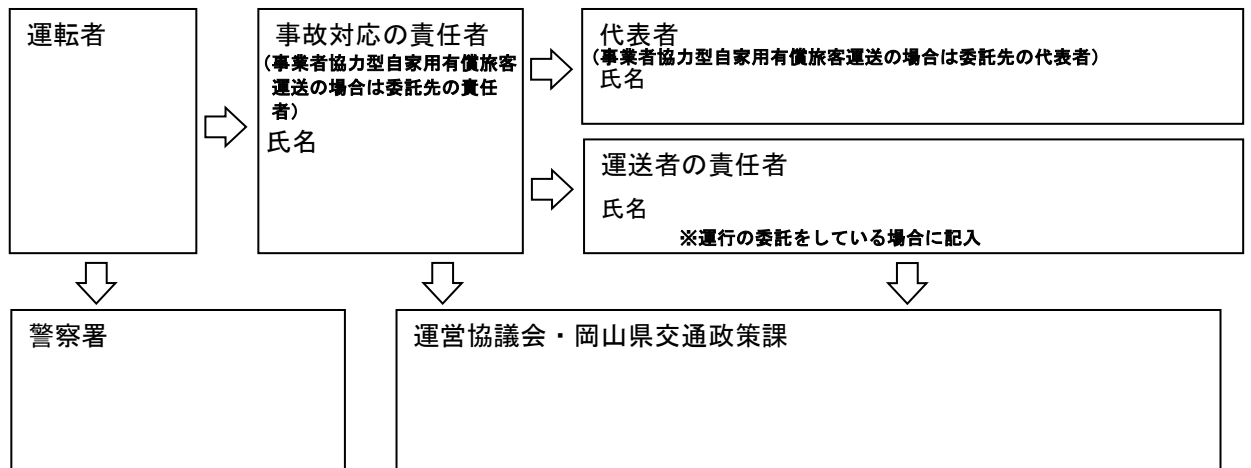
No	氏 名	住 所	協力
1			
2			
3			

- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

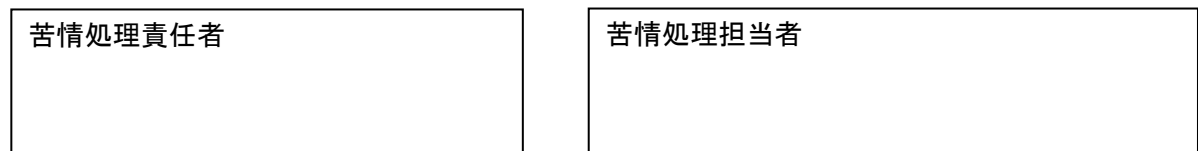
(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



2. 事故処理連絡体制



3. 苦情処理体制



(契約申込書の写し、見積書の写しが添付できない場合は以下の宣誓書を添付する)

様式第8号

岡山県知事 殿

宣 誓 書

道路運送法第79条の登録を受けた時は、速やかに以下のとおり損害を賠償するための措置を講ずることを誓約します。

記

保険（共済）の種類	補償金額
対人保険（共済）	（無制限・万円）
対物保険（共済）	（無制限・万円）

令和 年 月 日

名 称
住 所
代表者の氏名

岡山県知事 殿

宣 誓 書

当社の協力する事業者協力型自家用有償旅客運送に使用する自動車については、道路運送法施行規則第 5 1 条の 2 2 に規定する国土交通大臣が告示で定める基準に適合する任意保険等に計画車両の全てが加入していることについて、契約申込書の写し、見積書等により、当社が責任をもって確認していることを宣誓致します。

令和 年 月 日

名 称
住 所
代表者の氏名

第6号様式 (第2条の2関係)

種別	福祉
----	----

自家用有償旅客運送輸送実績報告書 (年度)

岡山県知事 殿

住所
運送者名
代表者名 (役職名及び氏名)
電話番号

概況 (年3月31日現在)

		管轄区域内又は 指定都道府県等の区域内		全 国
自家用有償旅客運送自動車 数	寝台車 (両)	()	()	()
	車いす車 (両)	()	()	()
	兼用車 (両)	()	()	()
	回転シート車 (両)	()	()	()
	セダン等 (両)	()	()	()
	バス (両)			
	計 (両)	()	()	()
路線 (キロメートル) 又は運送の区域				
運送する旅客の範囲及び数	身体障害者	イ		
	精神障害者	ロ		
	知的障害者	ハ		
	要介護認定者	ニ		
	要支援認定者	ホ		
	基本チェックリスト該当者	ヘ		
	その他	ト		
	計			

輸送実績 (前年4月1日から本年3月31日まで)

		管轄区域内又は 指定都道府県等の区域内		全 国
走行キロ (キロメートル)				
輸送人員 (人) 又は運送回数 (回)				
運送収入 (千円)				

事故件数 (前年4月1日から本年3月31日まで)

		管轄区域内又は 指定都道府県等の区域内		全 国
交通事故件数				
重大事故件数				
死者数				
負傷者数				

- 備考
- 1 種別の欄には、該当する事項を○で囲むこと。
 - 2 管轄区域内又は指定都道府県等の区域内の欄については、運輸監理部若しくは運輸支局の管轄区域ごと又は指定都道府県等の区域ごとに、当該運輸監理部若しくは運輸支局の管轄区域内又は指定都道府県等の区域内の交通空白有償運送又は福祉有償運送について、登録を受けた運送の区域別に記載すること。また、輸送実績及び事故件数については、当該運送の区域内にある全ての事務所に配置されている自家用有償旅客運送自動車について記載すること。
 - 3 全国の欄にあつては登録を受けた全ての運送の区域における交通空白有償運送又は福祉有償運送について記載すること。
 - 4 自家用有償旅客運送自動車数の欄の () には、軽自動車数を記載すること。
 - 5 運送する旅客の範囲及び数については、福祉有償運送に係る道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第49条第3号イからトまでに掲げる区分ごとの人数を記載すること。
 - 6 輸送人員又は運送回数については、路線を定めて行う場合に於ては輸送人員を、運送の区域を定めて行う場合に於ては運送回数を記載すること。
 - 7 交通事故とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第72条第1項の交通事故をいう。
 - 8 重大事故とは、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条をいう。

更新申請書類提出チェックリスト【福祉】(R8.4～)

様式名	書類の名称	備考	チェック欄
参考様式 第八号①②	運送しようとする旅客の名簿		
(任意様式)	福祉有償運送の対価		
	広報資料(利用者向けパンフレット等)		
様式第2-2号	自家用有償旅客運送の更新登録の申請		
	登録証(原本)		
(任意様式)	定款又は寄附行為*	前回提出時から変更がなければ省略可能	提出 ・ 省略
	登記事項証明書*	*市町村が申請者となる場合は不要	前回提出時から変更がなければ省略可能
(任意様式)	役員名簿*		前回提出時から変更がなければ省略可能
様式第3号	宣誓書*		
様式第2-5号	地域公共交通会議等において協議が整ったことを証する書類		
参考様式第イ号	自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧		
(任意様式)	自動車の使用権原を証する書類	車検証の写し (電子車検証の場合は自動車 検査証記録事項)	申請時において期限が切れていないこと 前回提出時から内容に変更がなければ省略可能
		車検証上の使用者が申請者 以外の場合「契約書」or「使用 承諾書」	前回提出時から変更がなければ省略可能
参考様式第ロ号	自家用有償旅客運送に従事する運転者の一覧		
様式第4号	運転者就任承諾書 兼 就任予定運転者名簿	前回提出時から変更がなければ省略可能	提出 ・ 省略
(任意様式)	運転免許証の写し	申請時において期限が切れていないこと 前回提出時から内容に変更がなければ省略可能	提出 ・ 省略
(任意様式)	運転者が必要な要件を備えていることを証する書類 ※講習修了証等	前回提出時から変更がなければ省略可能	提出 ・ 省略
様式第6号	運行管理の責任者 就任承諾書	前回提出時から変更がなければ省略可能	提出 ・ 省略
(任意様式)	(バスを運行する場合又は1事務所に車両を5台以上配置する 場合) いずれかの書類の写し ・運行管理者資格証 ・運行管理者試験の受験資格を有することを証する書類 ・安全運転管理者証	【特定事務所のみ】 前回提出時から変更がなければ省略可能	提出 ・ 省略
様式第7号	運行管理の体制等を記載した書類 運行管理者・整備管理者・事故苦情対応者など	前回提出時から変更がなければ省略可能	提出 ・ 省略
任意様式又は 様式第8号	旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するた めの措置を講じていることを証する書面 任意保険の証書の写し又は様式第8号 ・運行で生じた損害が賠償されること ・対人(搭乗者を含む)8千万以上 ・運送者の法令違反が原因の事故について補償が免責されて いない	申請時において期限が切れていないこと 前回提出時から変更がなければ省略可能 補償内容に変更があった場合は要提出	提出 ・ 省略

省略にチェックを入れた書類については、前回提出したものと内容に変更がないことを確認しました。

(申請者名)

令和 年 月 日

岡山県知事

殿

住 所
名 称
代表者名

廃止届出書

このたび、自家用有償旅客運送について、次のとおり廃止しましたので、届け出ます。

記

1 自家用有償旅客運送の種別

福祉有償運送

2 登録番号

3 登録の有効期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

4 廃止の日

令和 年 月 日

(廃止の理由)

5 添付書類

登録証（原本）

【参考】

令和 年 月 日

岡山県〇〇県民局長

又は

殿

運営協議会を主宰する市町村長

法人・団体名称

住 所

代表者の氏名

福祉有償運送の

新規登録
更新登録
変更登録
セダン等の使用・対価の変更・複数乗車

に係る協議申請について

福祉有償運送事業について、別添のとおり運営協議会での協議を申請します。

担当者名

TEL

FAX

Email

自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧

自家用有償旅客運送者の名称

番号	自動車登録番号 又は 車両番号	乗車定員 (人)	所有者名	使用者名	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

【記入例】

(車両の使用者が運送主体の登録運転者として自己の使用する車両を使用する場合の参考例)

車両の無償使用に関する契約書

〇〇〇〇〇〇〇〇 (以下「甲」という。) と、×××××××× (以下「乙」という。) は、甲の実施する自家用有償旅客運送において、(丙が所有し、) 乙の使用する車両を使用するにあたり、次のとおり契約を締結する。

(基本原則)

- 第1条 甲は、自家用有償旅客運送を実施するにあたり、(丙が所有し、) 乙の使用する車両(車両の登録番号 「例：岡山△△あ 〇〇－〇〇」) を無償使用するものとし、乙は無償使用することを承諾する。
- 2 乙は、自家用有償旅客運送における趣旨を尊重し、甲の事業運営に重大な影響を及ぼさないよう最大限に配慮する。
- 3 この契約は、自家用有償旅客運送の取扱方針に基づき実施する。

(使用期間)

- 第2条 前条に定めた車両の使用期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。
- 2 前項に規定した期間満了後も双方異議がない場合は、更に1年間の期間延長をすることができるものとし、以後この例による。
- 3 使用期間の途中であっても、車両の買い換え等、乙の都合により契約の解除が必要な場合には、乙の申し出により契約を解除することができる。

(損害賠償措置等)

- 第3条 甲は、この契約に基づく自家用有償旅客運送を行うにあたり、道路運送法施行規則第51条の22による損害を賠償する措置を講じておかなければならない。
- 2 甲は、甲の実施する自家用有償旅客運送において、自動車によって他人(搭乗者を含む)に加えた損害については、その賠償にあたり、車両にかけられている自賠責保険、任意保険及び甲が加入する損害保険を利用する。

※以下は、乙の加入する任意保険もしくは共済(搭乗者傷害を対象に含む者に限る)を利用する際には追加すること

- 3 ただし、甲は乙の加入する任意保険もしくは共済(搭乗者傷害を対象に含む者に限る)が、甲の実施する自家用有償旅客運送においても適用になること、対人賠償額が無制限、対物賠償額が1,000万円以上に加入していることを確認した上で使用することを承諾する。

(車両の点検整備等)

第4条 乙は、甲の行う事故防止、安全確保についての研修、講習等には率先して参加し、指示に従うとともに求められた報告等は確実に行うものとする。

2 乙(丙)は、車両の日常点検及び定期点検を行い、福祉有償運送利用者に迷惑をかけないように最善の配慮をするものとする。

3 乙は、運行にあたっては車両の乗車定員を厳守するとともに、自家用有償旅客運送にかかる車両であることを明確にするため、甲の指定した車両表示を行うものとする。

(事故等の対応)

第5条 乙(丙)は、常に安全管理に留意し、故障その他で事故の恐れがあるときは、直ちに適切な措置を取らなければならない。

2 乙は、運行に対する利用者からの苦情や改善案等の提案があったとき、または輸送活動中に事故が発生したときは、速やかに適切な対応を行うとともに、甲に報告しその指示に従わなければならない。

3 運行における責任並びに事故発生時における責任は甲が負うものとする。ただし、その原因が乙個人の責に帰する場合にあってはこの限りでない。

(協議事項)

第6条 この契約に定めのない事項、またはこの契約の各条項の解釈について疑義を生じたときは、甲乙誠意をもって協議し解決するものとする。

以上、この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所
名 称
代表者名

乙 住 所
氏 名

(使用する車両の所有者が、運転者の同居親族である場合、以下に記載)

丙 住 所
氏 名

車検証の使用者を記入します。

自家用有償旅客運送に従事する運転者の一覧

自家用有償旅客運送者の名称

番号	氏名	住所	免許区分	免許の種類	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

旅 客 の 名 簿

(福祉用)

自家用有償旅客運送者の名称

番号	フリガナ 氏 名	生年月日	住 所	入会年月日	運送を必要とする理由							備考
					イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												

イ 身体障害者
 ロ 精神障害者
 ハ 知的障害者
 ニ 要介護認定者
 ホ 要支援認定者
 ヘ 基本チェックリスト該当者
 ト その他（肢体不自由、内部障害、精神障害、その他の障害）

身体状況等、態様ごとの会員数

自家用有償旅客運送者の名称

イ 身体障害者	人 数	二 要介護認定者	人 数
6 級		要 介 護 1	
5 級		要 介 護 2	
4 級		要 介 護 3	
3 級		要 介 護 4	
2 級		要 介 護 5	
1 級		小 計	
小 計		ホ 要支援認定者	人 数
		要 支 援 1	
		要 支 援 2	
小 計		小 計	
ロ 精神障害者		人 数	
3 級		ヘ 基本チェックリスト該当者	
2 級		人 数	
1 級		小 計	
小 計		ト その他の障害を有する者	人 数
ハ 知的障害者		肢 体 不 自 由	
軽 度		内 部 障 害	
中 度		知的障害（認定者を除く）	
重 度		精神障害（認定者を除く）	
		そ の 他	
小 計		小 計	
合 計			

安全な運転のための確認表

令和 年 月 日

番号	運転者氏名	乗務前後	確認日時	実施方法	非対面の場合 の具体的方法	疾病	疲労	酒気 帯び	その他理由	アルコール 検知器の使用	運行の安全確保 のための指示内容	その他必要な事項	確認者
1		乗務前		☐ 対面 ☐ 非対面	☐ 音声電話 ☐ テレビ電話 ☐ その他 ()	☐ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有	理由欄 ☐ 有 ☐ 無			
		乗務後		☐ 対面 ☐ 非対面	☐ 音声電話 ☐ テレビ電話 ☐ その他 ()	☐ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有	理由欄 ☐ 有 ☐ 無			
2		乗務前		☐ 対面 ☐ 非対面	☐ 音声電話 ☐ テレビ電話 ☐ その他 ()	☐ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有	理由欄 ☐ 有 ☐ 無			
		乗務後		☐ 対面 ☐ 非対面	☐ 音声電話 ☐ テレビ電話 ☐ その他 ()	☐ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有	理由欄 ☐ 有 ☐ 無			
3		乗務前		☐ 対面 ☐ 非対面	☐ 音声電話 ☐ テレビ電話 ☐ その他 ()	☐ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有	理由欄 ☐ 有 ☐ 無			
		乗務後		☐ 対面 ☐ 非対面	☐ 音声電話 ☐ テレビ電話 ☐ その他 ()	☐ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有	理由欄 ☐ 有 ☐ 無			
4		乗務前		☐ 対面 ☐ 非対面	☐ 音声電話 ☐ テレビ電話 ☐ その他 ()	☐ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有	理由欄 ☐ 有 ☐ 無			
		乗務後		☐ 対面 ☐ 非対面	☐ 音声電話 ☐ テレビ電話 ☐ その他 ()	☐ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有	理由欄 ☐ 有 ☐ 無			
5		乗務前		☐ 対面 ☐ 非対面	☐ 音声電話 ☐ テレビ電話 ☐ その他 ()	☐ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有	理由欄 ☐ 有 ☐ 無			
		乗務後		☐ 対面 ☐ 非対面	☐ 音声電話 ☐ テレビ電話 ☐ その他 ()	☐ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有	理由欄 ☐ 有 ☐ 無			

(51条の18関係)

安全な運転のための確認表

車両点検表

月分

自動車登録番号(又は車両番号) 岡山

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
ブレーキ																															
駐車ブレーキ																															
燃料																															
冷却装置の水漏れ																															
タイヤの空気圧・損傷・摩耗																															
ドアロック、シートベルト機能																															
リフト、スロープ機能																															
灯火、方向指示器																															
スペアタイヤ、工具																															
※ エンジンの音・排気色																															
※ エンジンオイルの量																															
※ ブレーキオイルの量																															
※ 冷却水の量																															
※ バッテリー液の量																															
※ ウィンドウォッシャー液の量																															
※ ワイパー機能																															
※ ファンベルトの張り・損傷																															
※ タイヤの溝の深さ																															

※は、車両の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行う。

運転免許証・車検証																															
運転手証明書																															
利用案内、料金表																															
運行記録簿																															
釣銭、筆記用具																															
携帯電話																															
運転手心身状況																															

ボディー、装置等の異常 詳細																															
-------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

記入方法：良→○ 要対応→× を記入し、詳細欄に対応状況を記載する。

点検者 印・サイン																															
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

乗 務 記 録

日 付	
運 転 者 名	
自動車登録番号	

	会 員 名	付添人	発 地 主な経過地 着 地	運送に要した時間及び距離			収受した対価
				開 始	終 了	乗務距離	
1		人	()	:	:		円
2		人	()	:	:		円
3		人	()	:	:		円
4		人	()	:	:		円
5		人	()	:	:		円
6		人	()	:	:		円
7		人	()	:	:		円
8		人	()	:	:		円
9		人	()	:	:		円
10		人	()	:	:		円
11		人	()	:	:		円
12		人	()	:	:		円
13		人	()	:	:		円
計		人					円

事故、著しい運行の遅延その他異常な状態が発生した場合の概要、原因

自家用有償旅客運送者の名称	
作 成 番 号	
作 成 年 月 日	

運 転 者 台 帳

氏 名	生 年 月 日	自家用有償旅客運送の運転者 となった日	そ の 他
住 所			

運転免許証番号	有効期限	免許年月日	免許の種類
免許の条件			

講 習 等 の 受 講 歴

1. 道路運送法施行規則第51条の16第1項の講習（運転者講習）等

受 講 年 月 日	講 習 等 の 名 称	備 考
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

2. 道路運送法施行規則第51条の16第3項に定める講習又は資格の有無(セダン型自動車を運転する場合に必要な講習等)

受 講 年 月 日	講 習 等 の 名 称	訪問介護員等の資格
年 月 日		資格等の名称：
年 月 日		
年 月 日		取得年月日：
年 月 日		

年 月 日	事故歴または道路交通法違反の状況	適性診断の受診等(規則第51条の16第2項)

健 康 状 態	運転者でなくなった日	運転者でなくなった理由

事故の記録

作成年月日		令和 年 月 日	
事務所名			
運転者の氏名	自動車登録番号	事故の発生日時	事故の当事者 (運転者を除く)
事故の発生場所			
事故の概要（損害の程度、人身・物損の別、実車・回送の別等）			
事故の原因			
再発防止対策			

苦 情 処 理 簿

事務所名

受 付 者

申 告 者	申 告 者	
	住 所	
	連 絡 先	
(申告内容)		
(原因究明の結果)		処理担当者：
(苦情に対する弁明の内容)		処理担当者：
(改善措置)		処理担当者：

運送者における日々の確認チェック表(作成例)

1 運行管理

- ①安全な運転のための確認表(点呼簿)
 - ☐点呼者(運行管理責任者)、点呼方法(原則として対面、対面が困難な時には電話で確認)に留意し、運行前に必ず実施すること。
 - ☐点呼の都度、点呼簿に記入し、確認者印を押すこと。
- ②乗務記録(運転日報)
 - ☐もれのないよう記載すること。(車両番号、乗車距離、収受料金)
- ③運転者台帳
 - ☐運転者の要件を満たしていること。
 - ☐台帳の免許証の写しは、更新の都度貼り替えること。
 - ☐講習等受講歴欄は、もれのないよう記入すること。
- ④旅客の名簿
 - ☐利用者の登録を行う場合、運送の対象要件に合致しているかを判断し、もれのないように名簿に記載すること。
 - ☐名簿は電子データだけでなく、印刷したものを管理すること。
 - ☐名簿は、個人情報保護の観点から適切に管理すること。
- ⑤苦情処理簿
 - ☐苦情処理の体制を整えること。
 - ☐苦情等が無い場合も、様式を整備すること。
- ⑥事故の記録
 - ☐事故処理の体制を整えること。
 - ☐事故等が無い場合も、様式を整備しておくこと。
 - ☐事故等があった場合は、岡山県交通政策課への届出、運転者に適性診断を受診させるなど迅速に対応すること。

2 車両管理

- ①車両登録簿
 - ☐登録簿を作成し、車検証の写しを添付しておく。
 - ☐車検を受けた時は、更新後の車検証の写しを添付する。
- ②車両点検表
 - ☐点検表を車両ごとに作成し、点検者印を押すこと。

3 表示関係

- ①自動車表示
 - ☐運送者の名称、「有償運送車両」の文字、登録番号(横書きで一文字の大きさ一辺5cm以上)を車体の両側に表示する。
- ②車内表示
 - ☐料金表は、利用者にわかりやすいように車内に掲示すること。
 - ☐登録証の写しを車内に備え置くこと。

4 その他

- ①運送の対価(利用料金)の収受状況
 - ☐対価の収受(乗車料金、複数乗車、待機料金、迎車回送料金等)を適切に行うこと。
 - ☐タクシーの半額等、必要以上に価格の安いことを煽らないこと。
- ②利用者への連絡窓口の周知状況
 - ☐パンフレットを作成し、利用者に連絡窓口を周知すること。

地区福祉有償運送運営協議会管内市町村一覧

市町村名	主宰者	協議会	事務局	電話番号
岡山市	岡山市	岡山市・ 玉野市・ 瀬戸内市・ 吉備中央町 (3市1町)	岡山市役所 障害福祉課	086-803-1235
玉野市	玉野市		玉野市役所 福祉政策課	0863-32-5556
瀬戸内市	瀬戸内市		瀬戸内市役所 福祉課	0869-26-5943
吉備中央町	吉備中央町		吉備中央町 福祉課	0866-54-1317
備前市	備前市	備前市・ 赤磐市・ 和気町 (2市1町)	備前市 社会福祉課	0869-64-1824
赤磐市	赤磐市		赤磐市 社会福祉課	086-955-1115
和気町	和気町		和気町 健康福祉課	0869-93-3681
倉敷市 総社市 早島町	岡山県	倉敷地区 (3市町)	岡山県備中県民局 福祉振興課	086-434-7056
笠岡市 井原市 浅口市 里庄町 矢掛町	岡山県	井笠地区 (5市町)	岡山県備中県民局 福祉振興課	086-434-7056
高梁市	高梁市	高梁地区 (1市)	高梁市役所福祉課	0866-21-0265
新見市	新見市	新見地区 (1市)	新見市役所福祉課	0867-72-6126
真庭市	真庭市	真庭市 (1市)	真庭市役所福祉課	0867-42-1581
新庄村	新庄村	新庄村 (1村)	新庄村役場 住民福祉課	0867-56-2646
津山市 鏡野町 久米南町 美咲町	岡山県	津山地区 (4市町)	岡山県美作県民局 福祉振興課	0868-23-1298
美作市 勝央町 奈義町 西栗倉村	岡山県	勝英地区 (4市町村)	岡山県美作県民局 福祉振興課	0868-23-1298

福祉有償運送の問合せ窓口

《制度に関する問合せ》

岡山県子ども・福祉部障害福祉課

TEL : 086-226-7362

FAX : 086-224-6520

Mail: shofuku@pref.okayama.lg.jp

《申請や届出等に関する問合せ》

岡山県県民生活部交通政策課

TEL : 086-226-7291

FAX : 086-232-5354

Mail: kotsuseisaku@pref.okayama.lg.jp